



第1回

住所整理地区市民検討会

～矢野口・東長沼・百村京王線以南地区～

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課

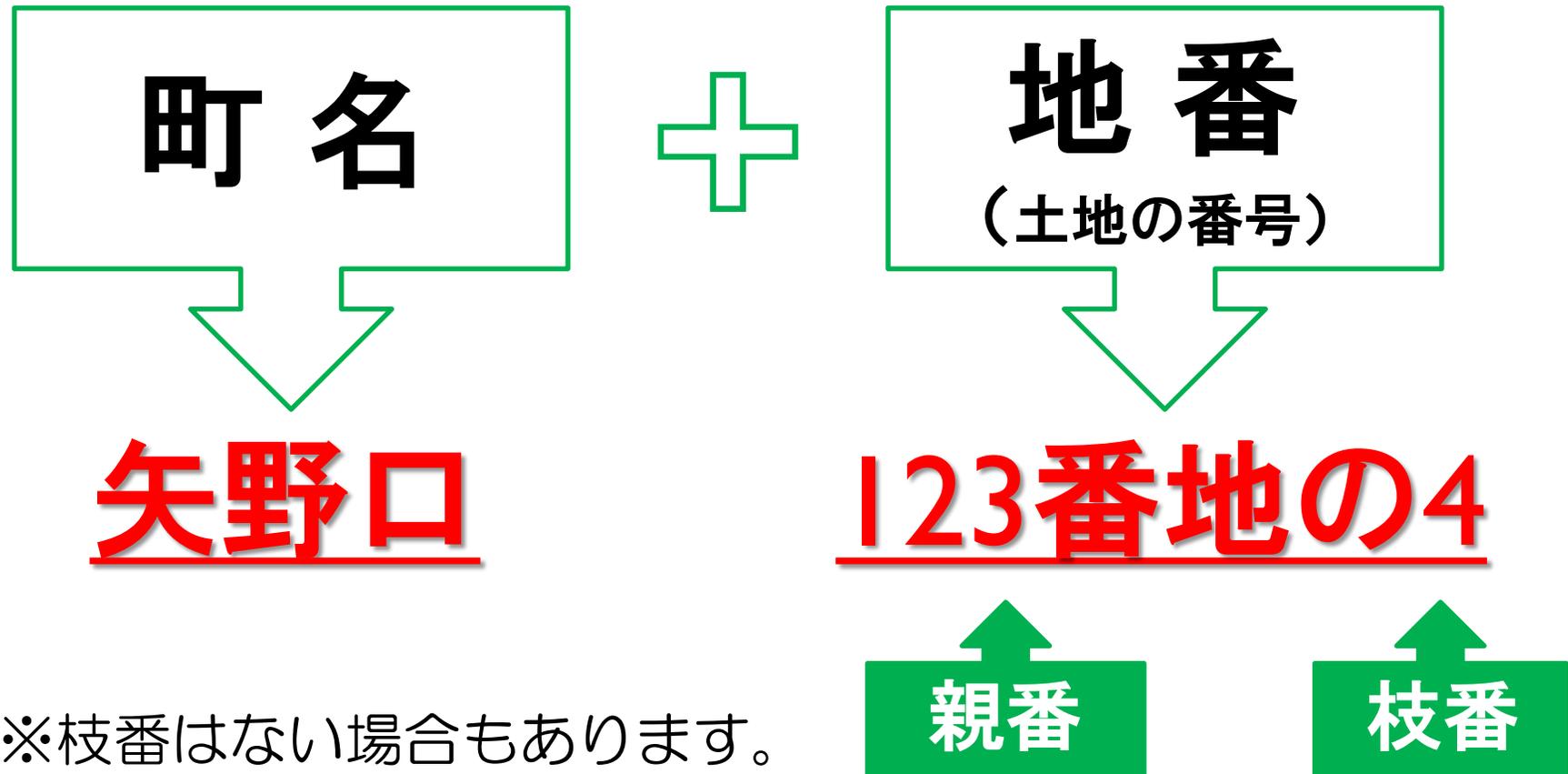
次第

1. 市長挨拶
2. 委嘱状交付
3. 委員挨拶
4. 職員挨拶
5. 会長の選出
6. 住所整理の概要
7. 稲城市住所整理基本方針等について
8. 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の現状
9. 検討会の進め方
10. スケジュール

住所整理の概要

住所とは

現在、稲城市では土地の番号である地番を用いて住所を表しています。

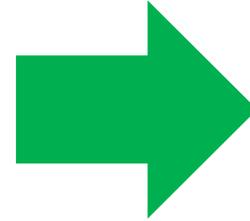


※枝番はない場合もあります。

住所とは 地番の特性

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も・・・



年数経過により

10-2	10-1	
10-4	10-5	10-6
10-8		10-7

道路

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに・・・

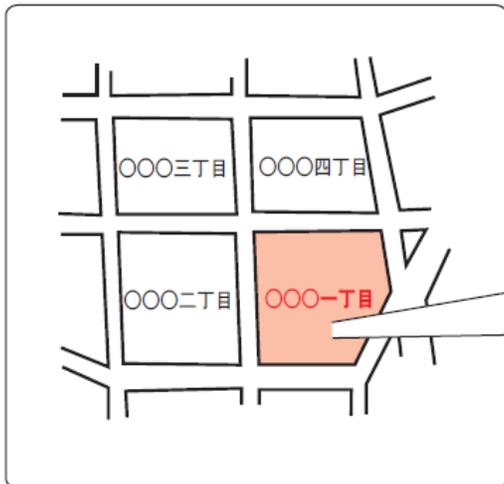
分筆⇒現存する枝番の追い番を付ける
合筆⇒現存する若い番号に吸収される



住所整理とは

新町名

〇〇〇-丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

親地番or街区符号

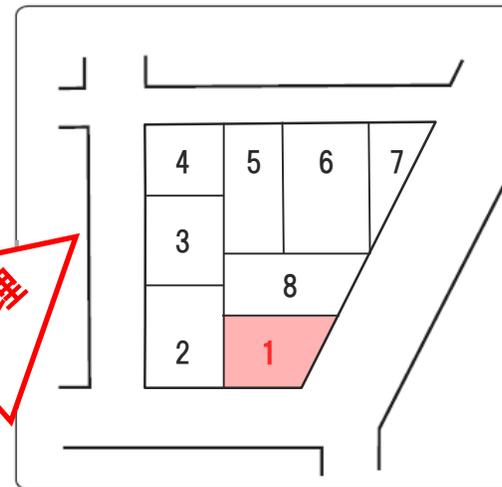
1番地or1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。

枝番

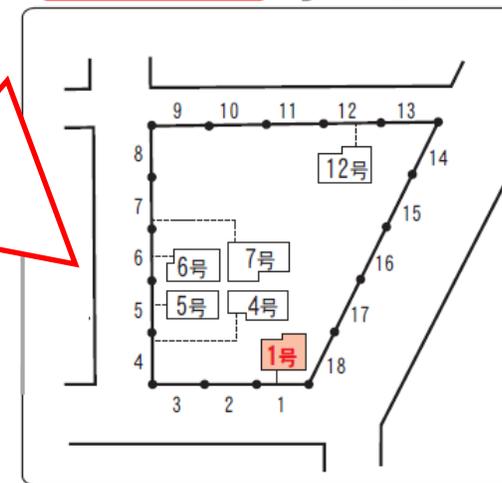
1



↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

住居番号

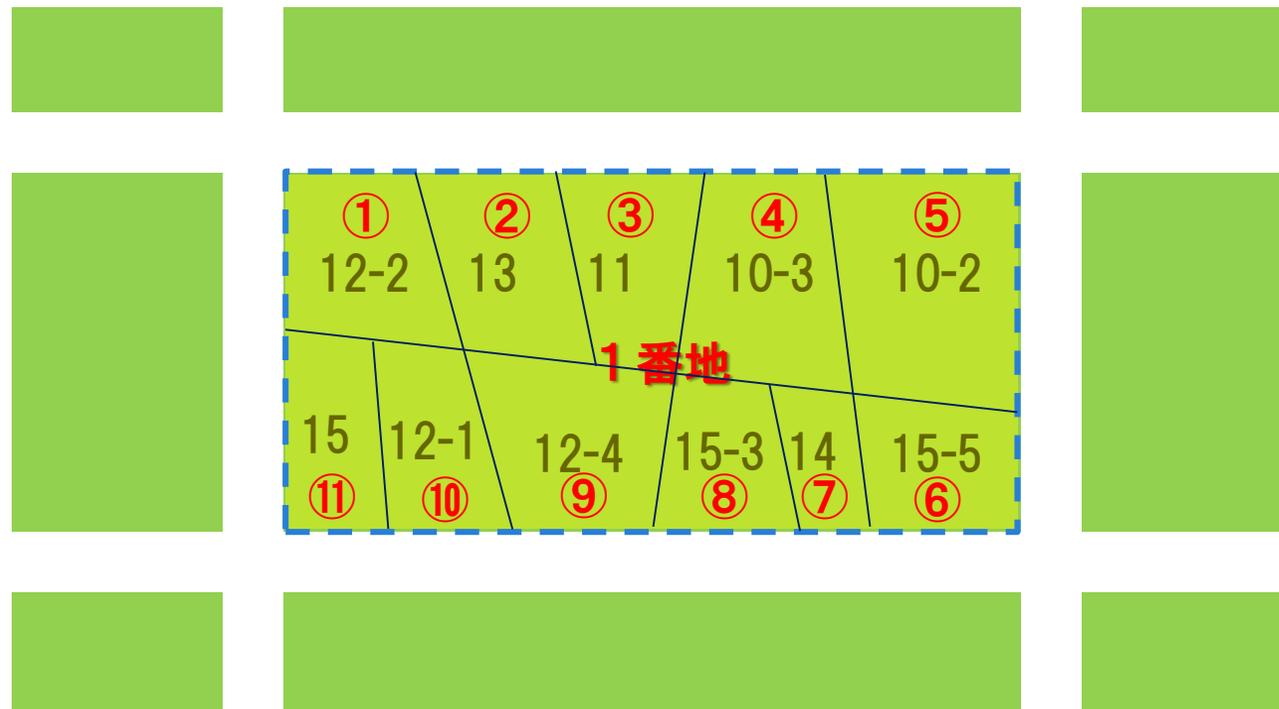
1号



↑街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

地番整理と住居表示の2つの方法がある。

地番整理 : 土地の地番を振りなおします

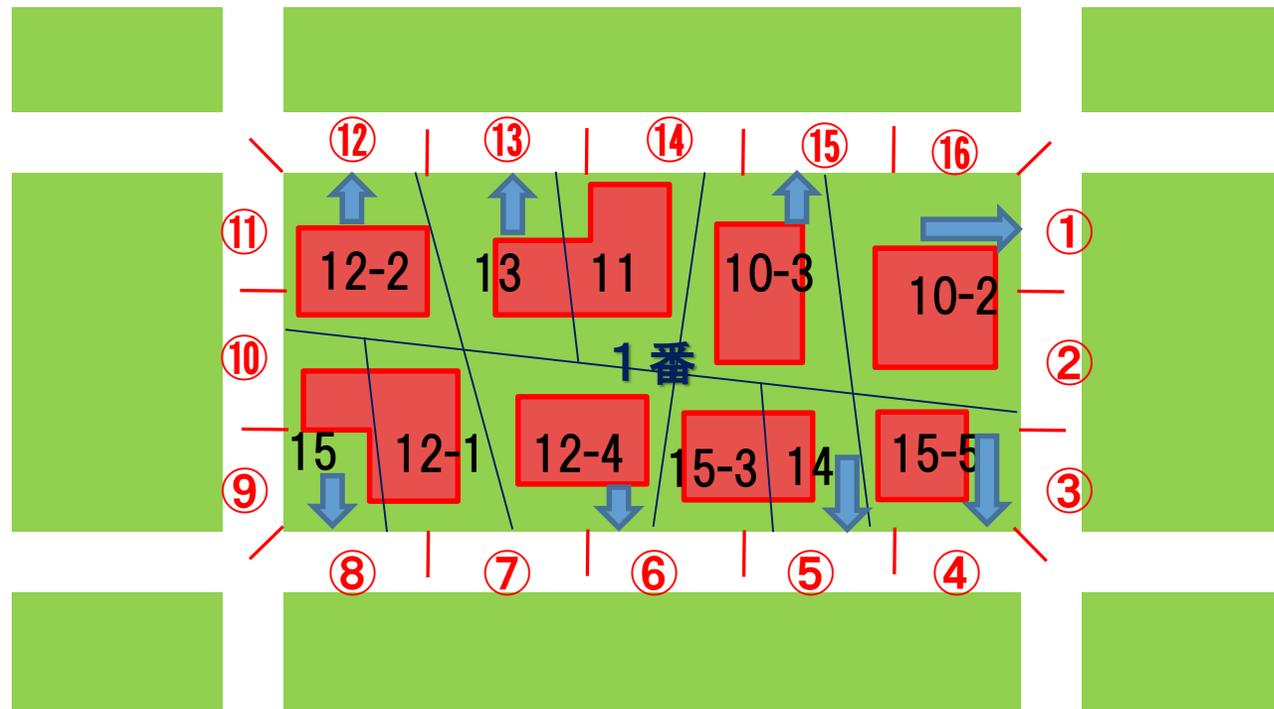


- ① これまでの地番を廃止し、新しい地番を振りなおす。
- ② 建物の建っている土地の地番を新しい住所とする。

※赤字が新地番

実施前住所：稲城市矢野口 10番地の2～15番地の5
実施後住所：稲城市矢野口△丁目1番地の1～11

住居表示 : 地番とは別に建物のある場所で番号を付けます。



- ①現状の地番はそのまま残す。
- ②任意の間隔（フロントページピッチ）で基礎番号を割り当てる。
- ③敷地から外部へ出入りする通路に面する番号が住所となる。

実施前住所：稲城市矢野口 10番地の2～15番地の5
実施後住所：稲城市矢野口△丁目1番1～11号

住所整理のメリット・デメリット

【メリット】

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



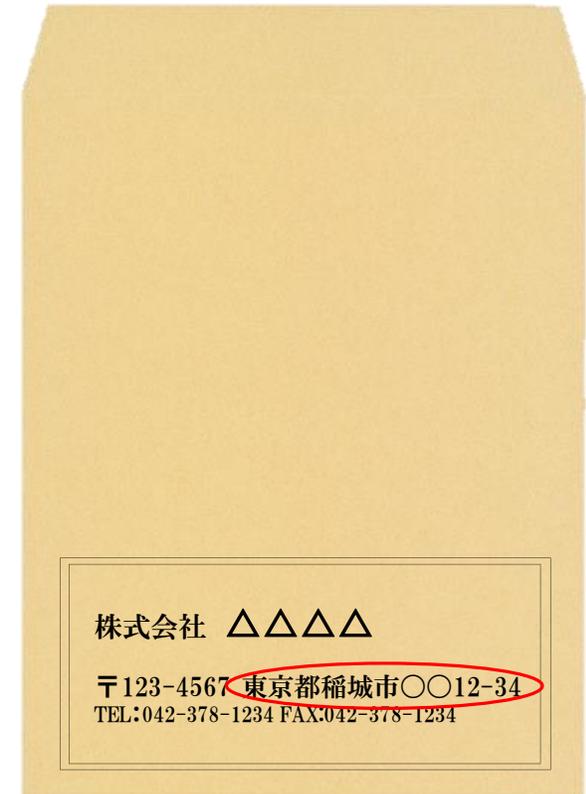
住所整理のメリット・デメリット

【デメリット】

- ◆住所変更手続きが発生する。
 - ・運転免許証
 - ・登記簿の所有者住所
 - ・マイナンバーカード
 - ・各種免許、許可、資格など
- ◆事業所等の社名入り封筒や、ハンコの住所変更は自費で対応をお願いします。



〒123-4567 東京都稲城市〇〇12-34
株式会社 △△△△
TEL:042-378-1234



「稲城市住所整理基本方針」等 について

稲城市住所整理基本方針

(1) 住所整理の対象区域

ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区（平尾、向陽台、長峰、若葉台）を除いた市内全域を対象とします。

※町区域の設定のため、必要がある場合は対象外の区域の一部も含める場合があります。

(2) 町区域の設定

現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。

①町名の設定

なるべく現行の大字の名称を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたものとします。

※町区域の設定の過程や地域の実情に応じて、新町名を設定した方が合理的である場合、あるいは地区市民の理解が得やすい場合は、新町名の設定を可能とします。この場合、従来の町の名称に準拠したものや、地域の歴史、伝統、文化等を考慮した由緒ある名称とします。

②町界の設定

原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。

ただし、地区市民の意向により、従来の町界を使用する場合があります。

(3) 住所整理の手法

土地区画整理事業区域（完了地区も含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。

稲城市住所整理基本方針

(4) 実施地区の決定方法

土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。

その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。

(5) 実施地区での進め方

実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。

※地区市民検討会の委員は、実施地区ごとに定めます。

(6) 住民や事業者等の協力

住所整理は、市民生活はもとより地域活動や企業活動にも直接影響があるため、次の項目を始めとして、住民や事業者等の協力をお願いします。

- ①地区市民検討会への参加に関すること。
- ②個々の住所変更手続きに関すること。
- ③自治会等を通しての住民への情報提供や意見収集に関すること。
- ④街区表示板や住居番号表示板の設置に関すること。

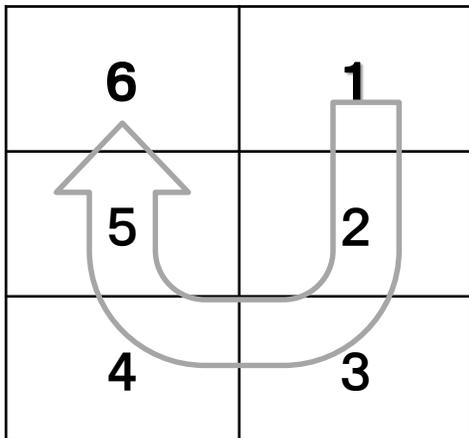
稲城市住所整理実施要領（抜粋）

【概要】

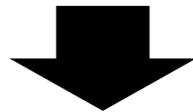
1. 町の規模 20～40ha 程度
2. 丁目、地番等をつける場合の起点を稲城市役所とする
3. 丁目をつける場合の順序は、市役所に近い箇所から原則右回りで順序よく
4. 親地番をつける場合の順序は、地形等を考慮し市役所に近い箇所から順序よく
5. 町名は、原則として「大字＋○丁目」。それ以外とする場合は、由緒ある名称とする
6. 町界は、原則として道路、河川、鉄道等の恒久的な施設の側線

※市民の意向により従前の町界を使用する場合もある

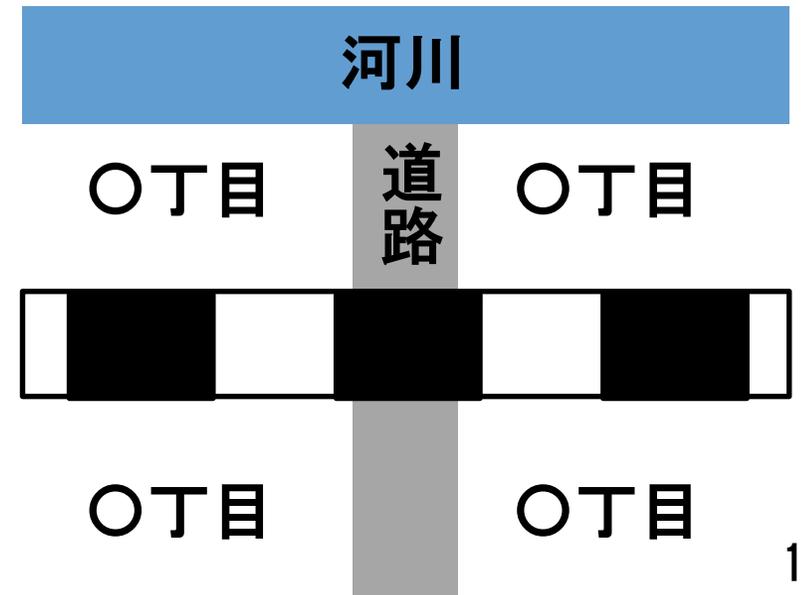
市役所



大字＋○丁目



坂浜○丁目

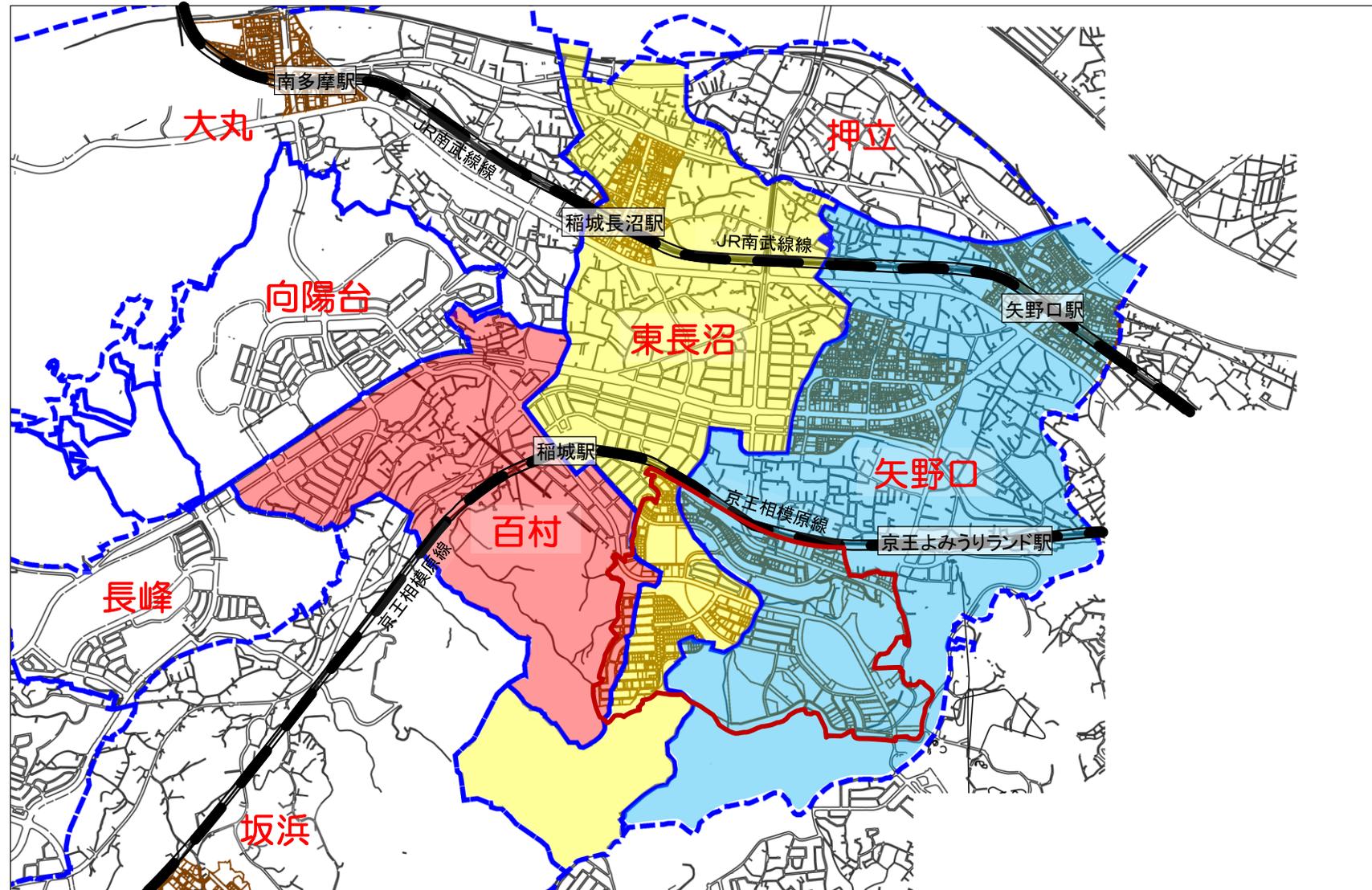




矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の現状

地域の現状

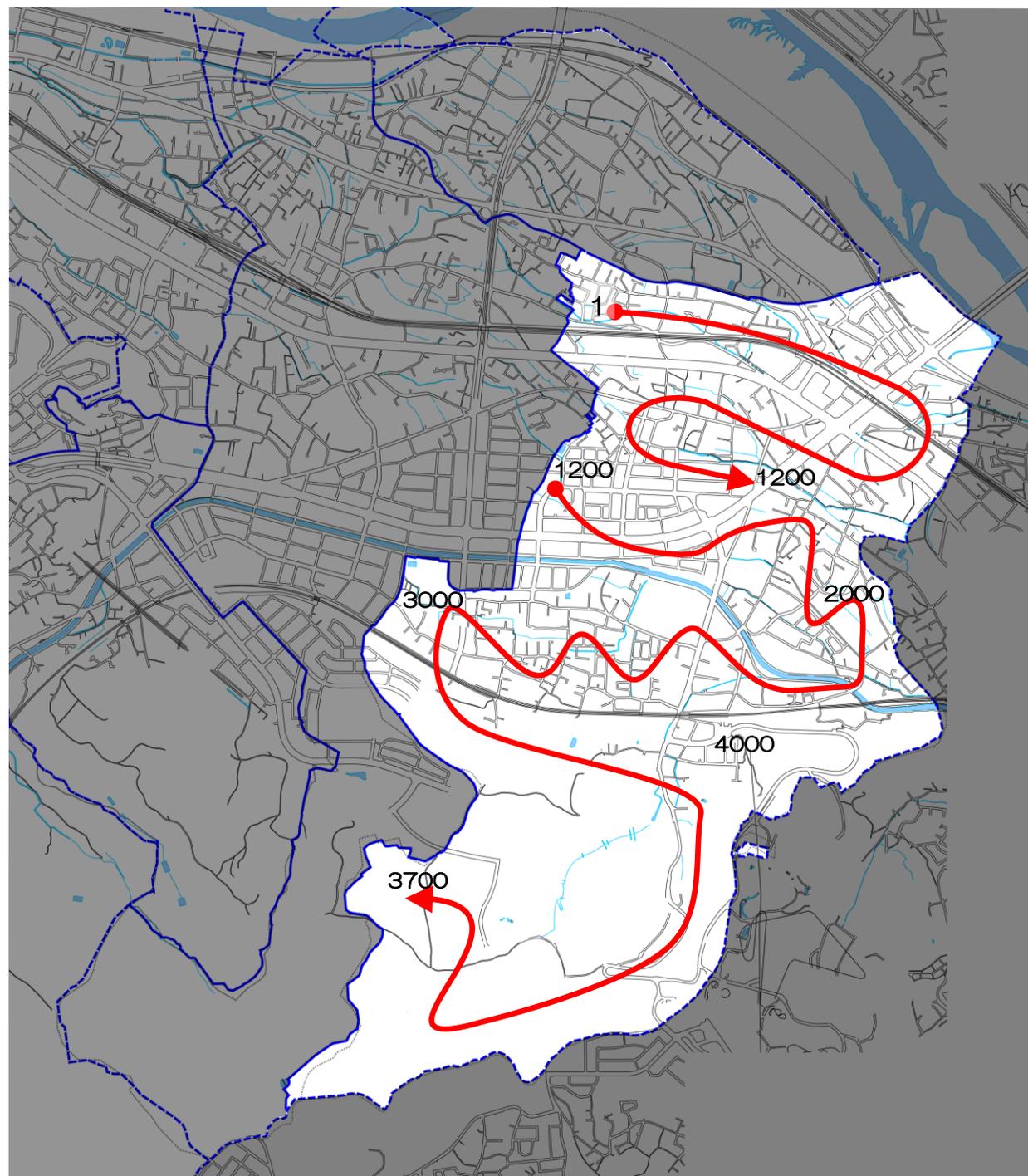
矢野口・東長沼・百村 全体図



地域の現状

地番の流れ

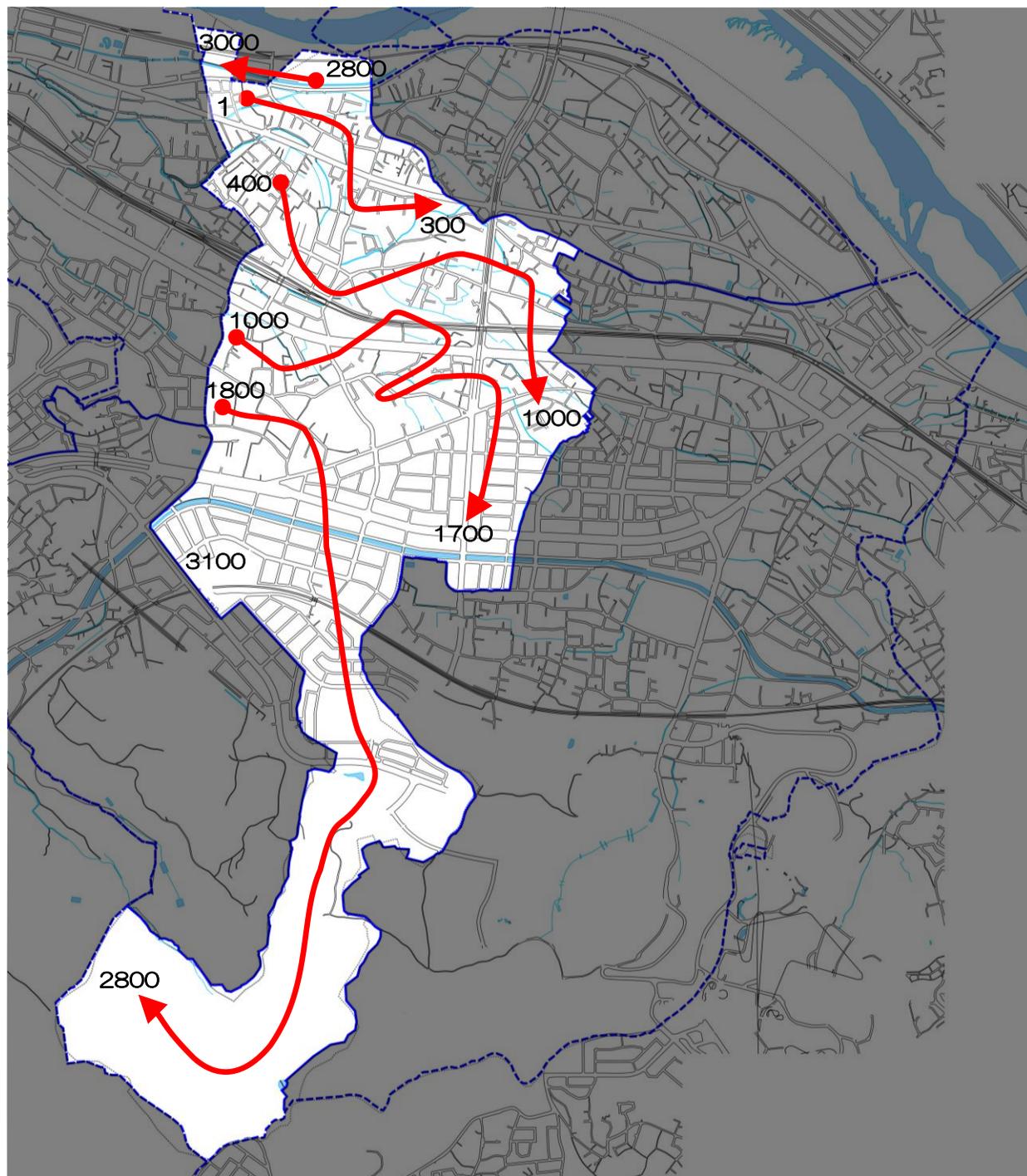
～矢野口～



地域の現状

地番の流れ

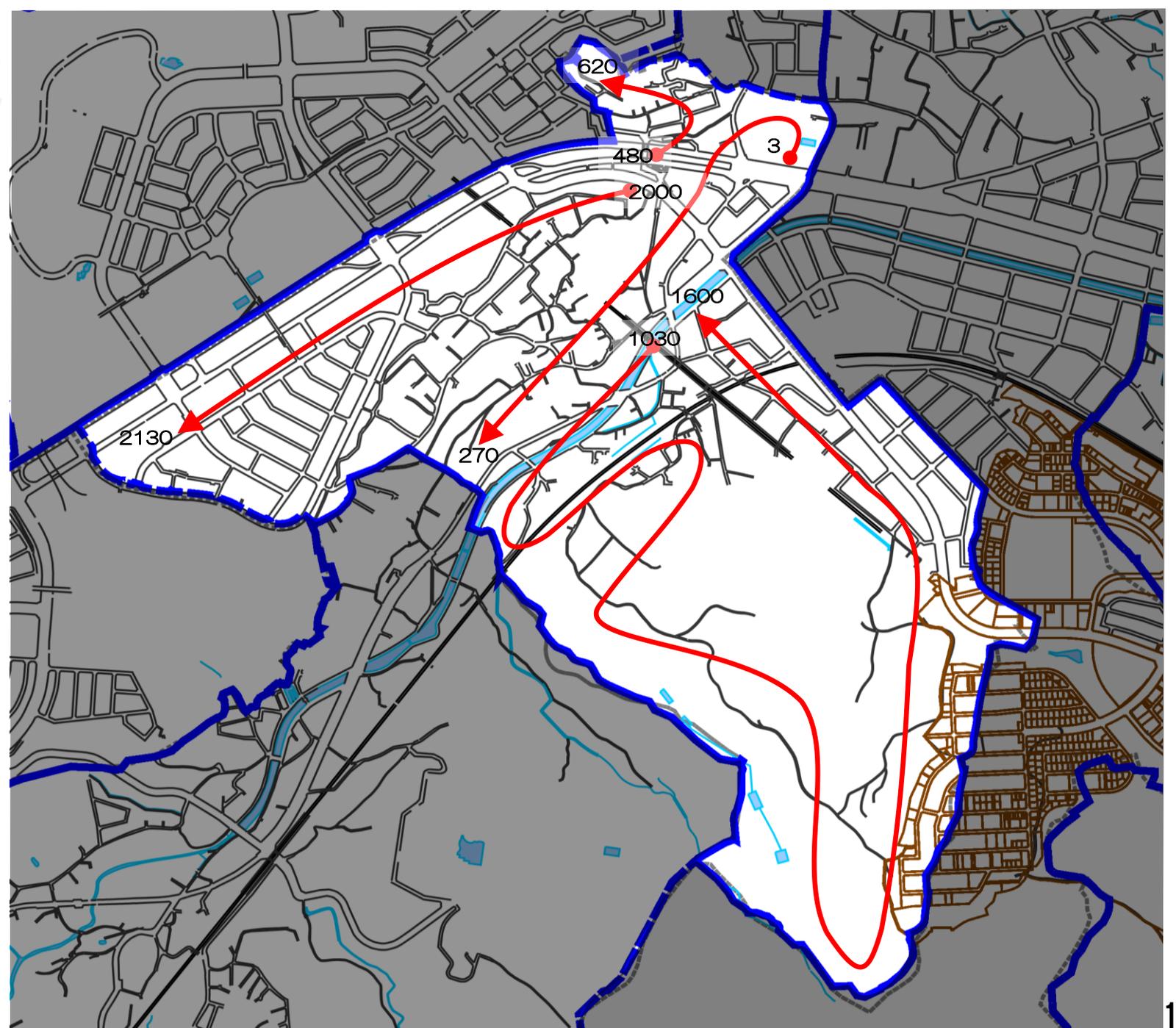
～東長沼～



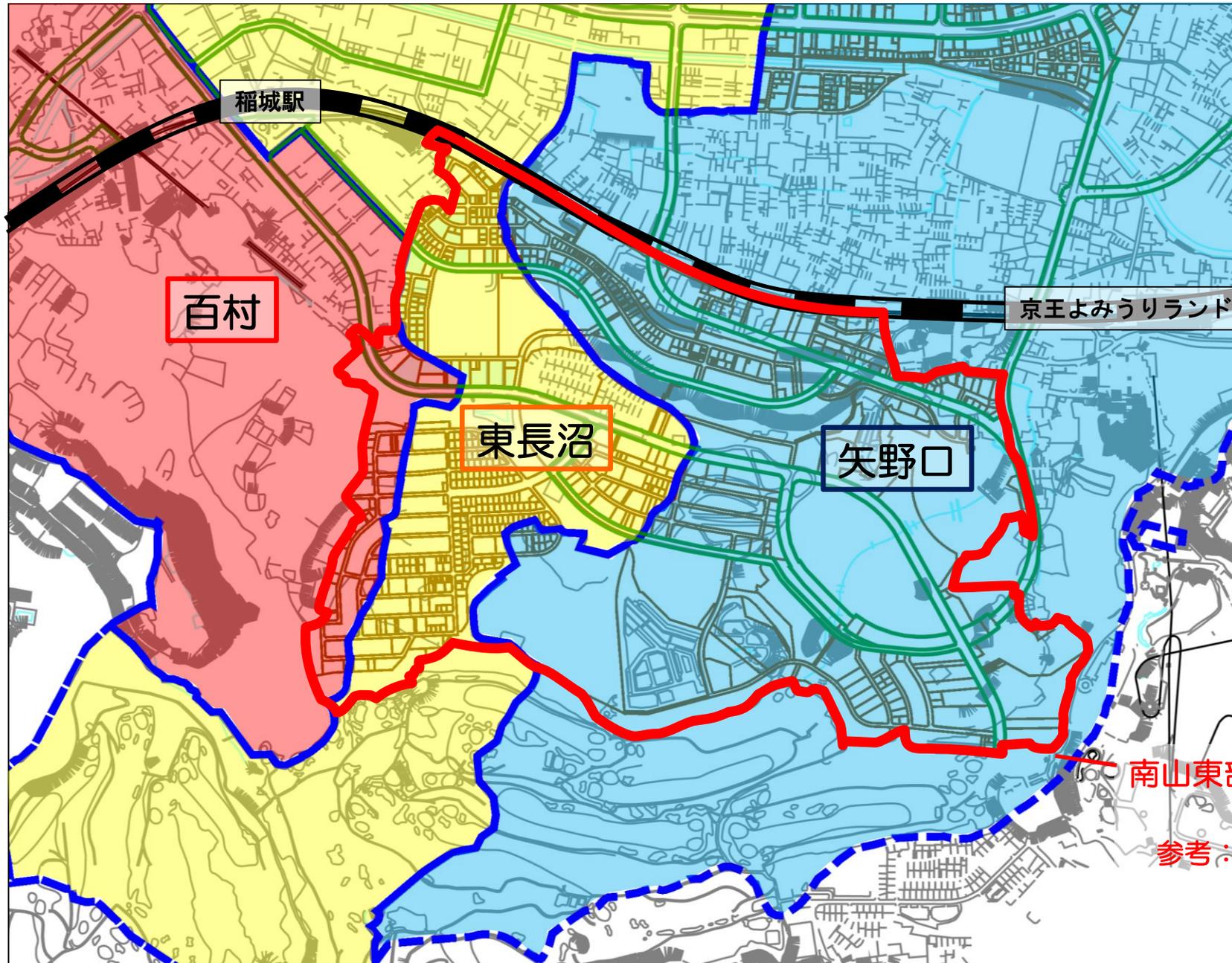
地域の現状

地番の流れ

～百村～

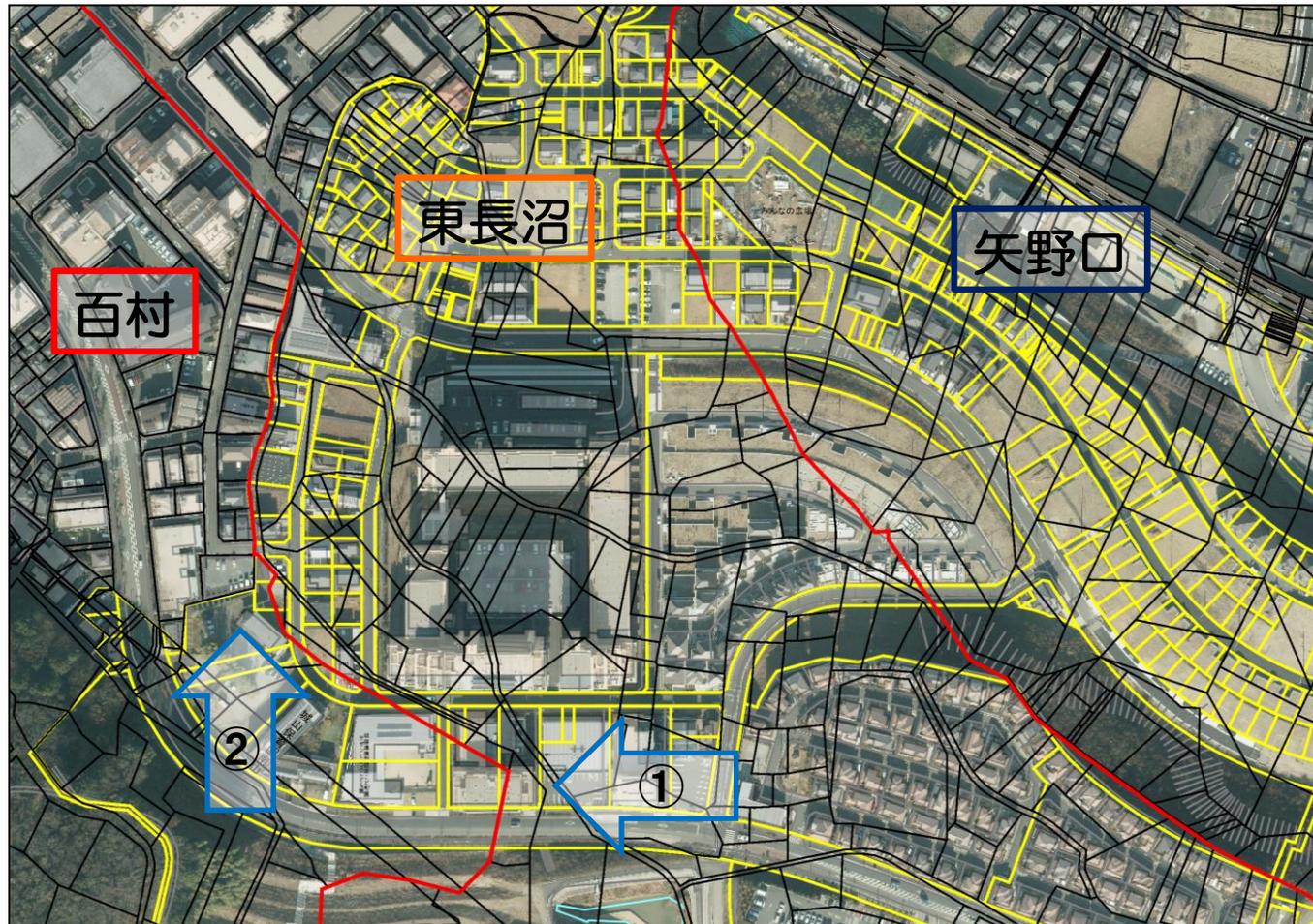


矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の現状



地域の現状 ～土地の形～

- ①オーベル稲城南山は、東長沼と百村の境に建っており、現在は百村の住所となっています。
- ②区画整理事業の区域境が、個人所有地の境となっており、将来もこの位置でよいのか検討する必要があります。



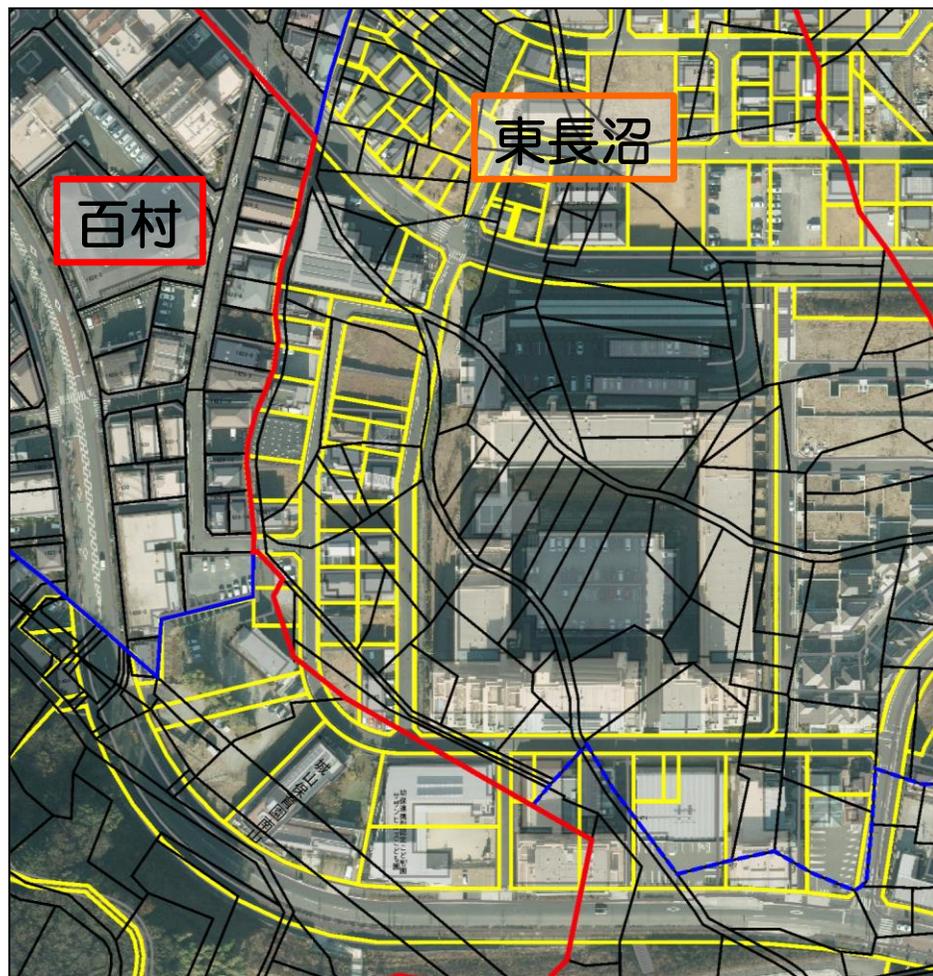
元々の土地の形（黒ライン）
区画整理後の土地の形（黄ライン）
大字界（赤ライン）

地域の現状 ～土地区画整理地内の暫定住所～

元々の土地の形（黒ライン）



区画整理後の土地の形（黄ライン）



区画整理が終わるまで、区画整理の土地境（黄ライン）に変更することができません。

そのため、現在の土地区画整理地内の住所は、『
『**現在地番（黒ライン）**
+ **区画整理の街区番号**』
を使用しています。

（例）保留地の場合

東長沼〇〇

南山区画整理事業地内〇〇街区〇〇号

区域内で移転した場合、
従来の地番を使用したまま場所だけ変わります。



検討会の進め方

稲城市における主な住所整理の経過

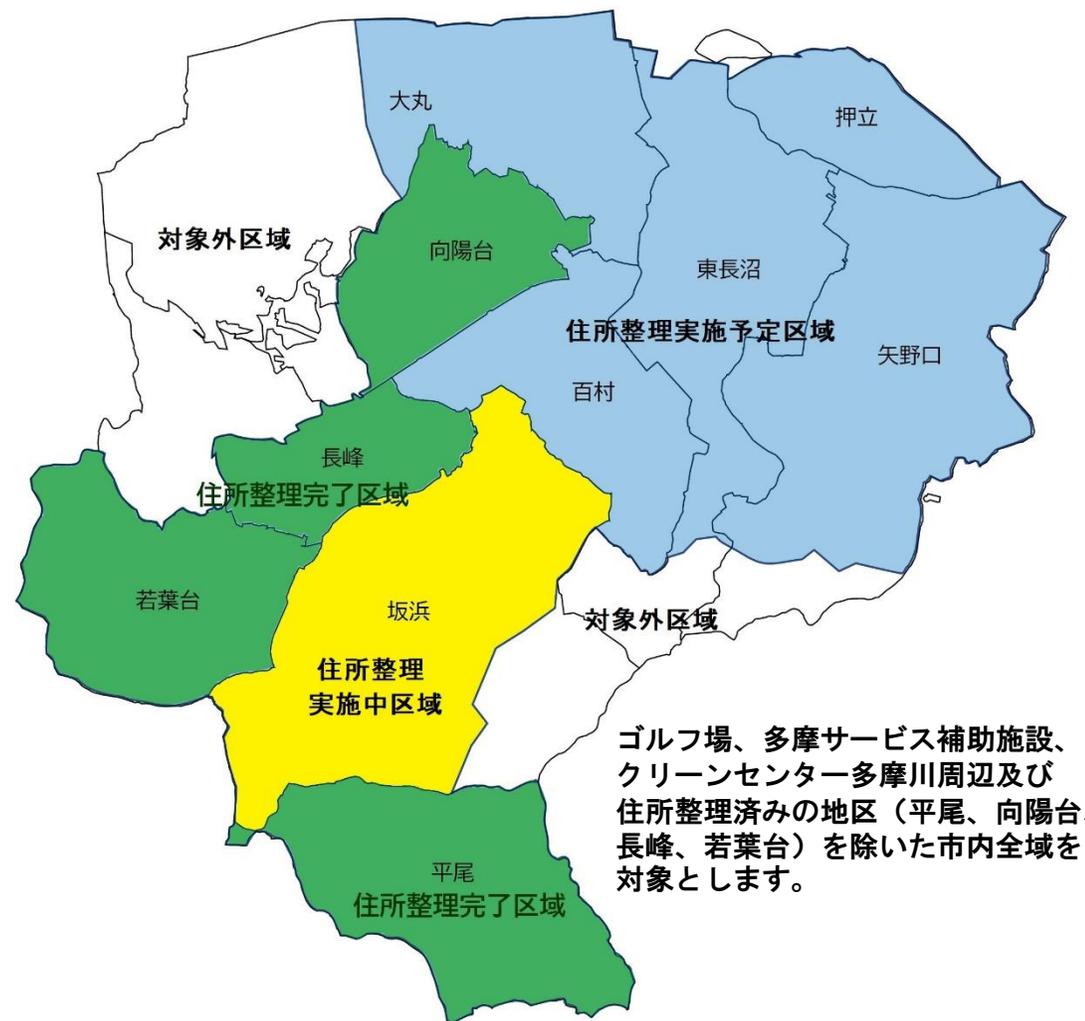
稲城市では、新たな都市基盤整備として進められた多摩ニュータウン事業で、昭和62年3月に向陽台地区、平成6年に長峰地区、平成10年には若葉台地区に新たな町界町名を設定してまいりました。

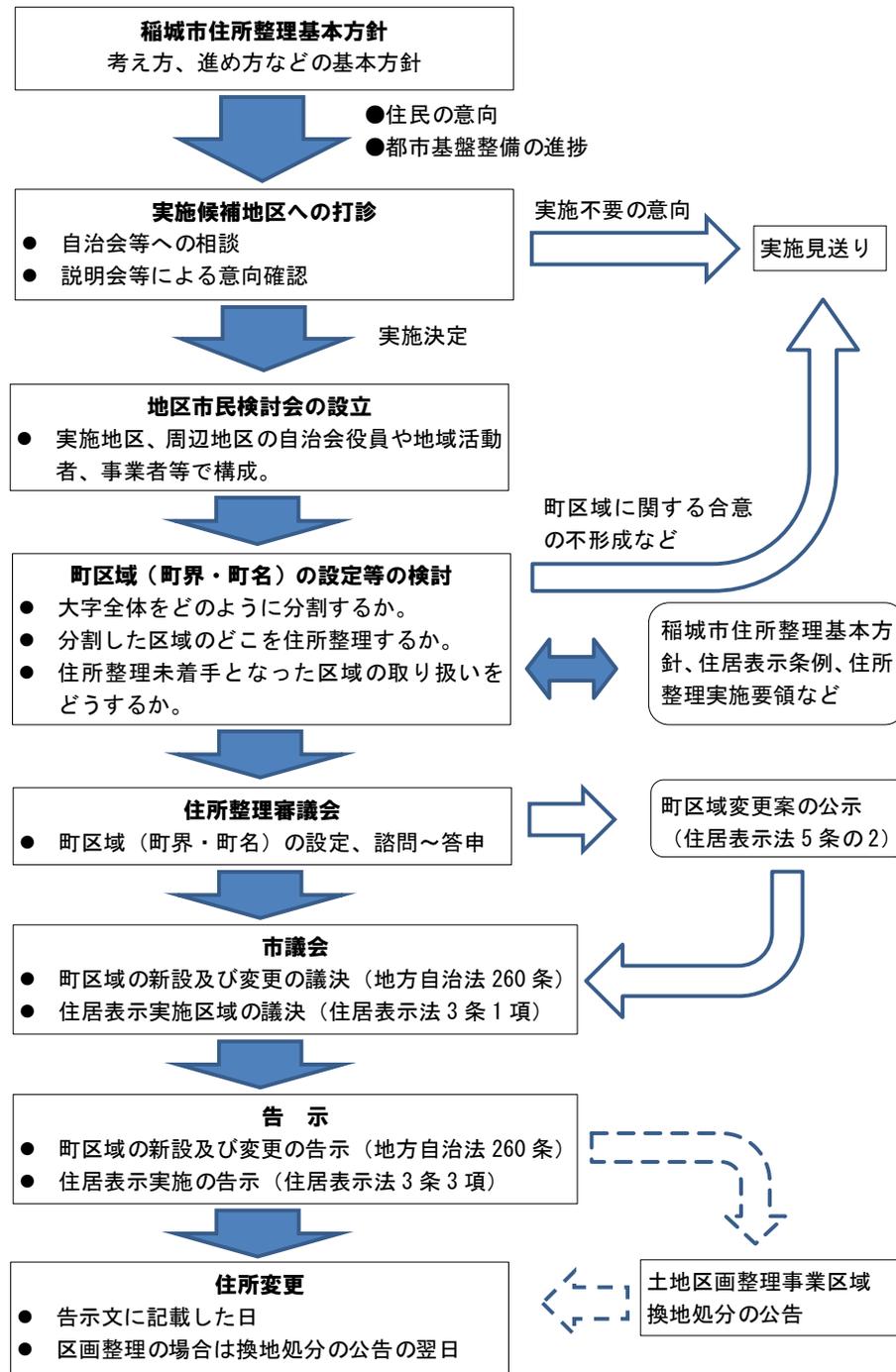
また、平尾地区においては土地区画整理事業による都市基盤整備が完了した区域から、平成2年7月に一～三丁目、平成31年3月に四丁目について、町名地番整理がなされました。

現在は、坂浜地区の三、四、五丁目等について、住所整理事業が進んでいます。

住所整理区域	施行日
向陽台	昭和62年7月1日
平尾一～三丁目	平成2年7月1日
長峰	平成6年10月1日
若葉台	平成10年10月1日
平尾四丁目	平成31年3月2日
坂浜三～五丁目	令和4年度

図:住所整理対象区域





坂浜地区の住所整理検討経過

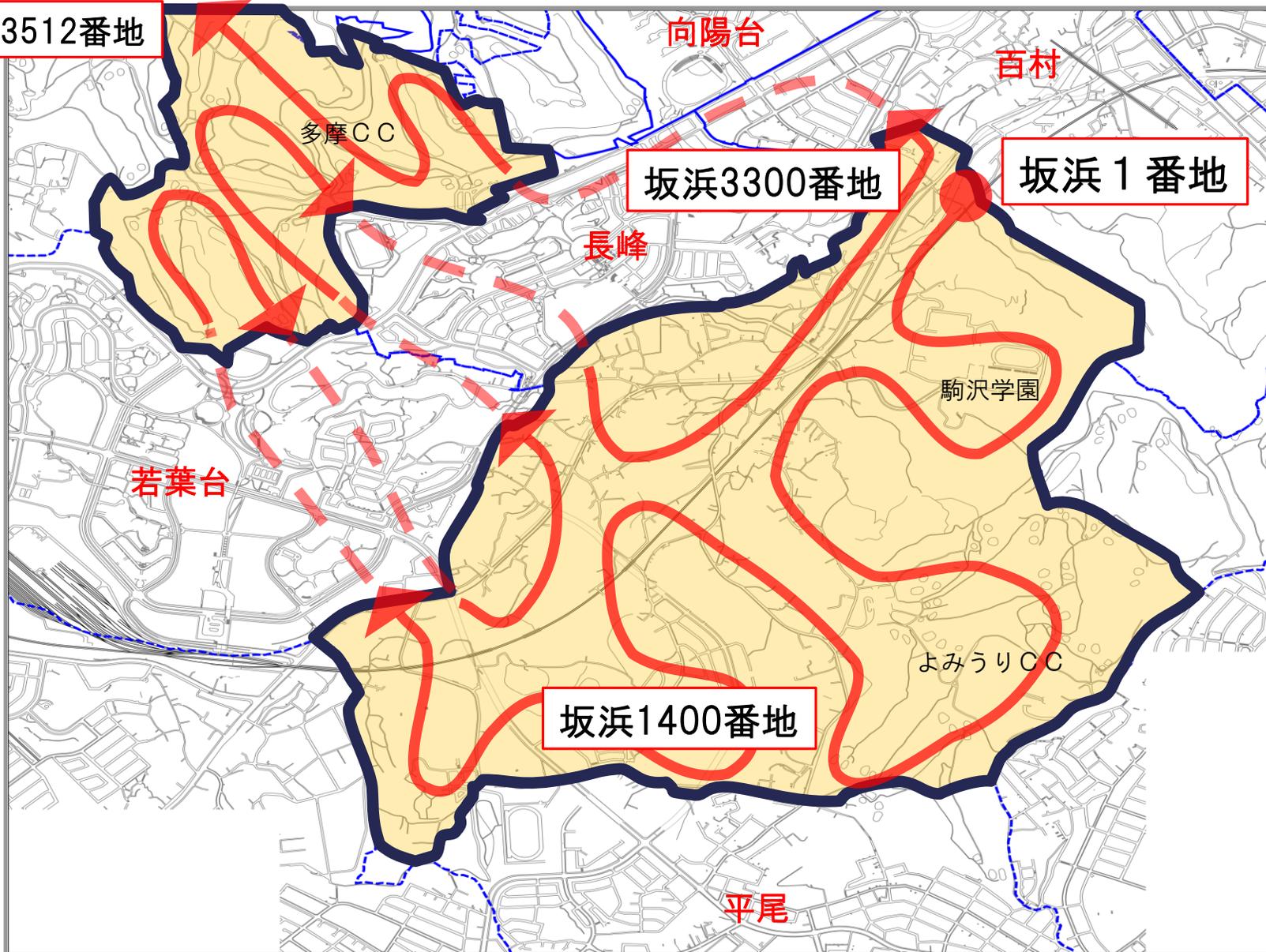
坂浜地区の特徴

- ・市内の大字で一番面積が大きい。
- ・多摩ニュータウン事業により2つに分断されている。
- ・隣接している平尾、長峰、若葉台は住所整理が完了している。
- ・稲城小田良土地区画整理事業、三沢川、鶴川街道など、今後整備がされる区域が多くある。



坂浜地区住所整理検討前の状況

坂浜3512番地



向陽台

百村

多摩CC

坂浜3300番地

坂浜1番地

長峰

駒沢学園

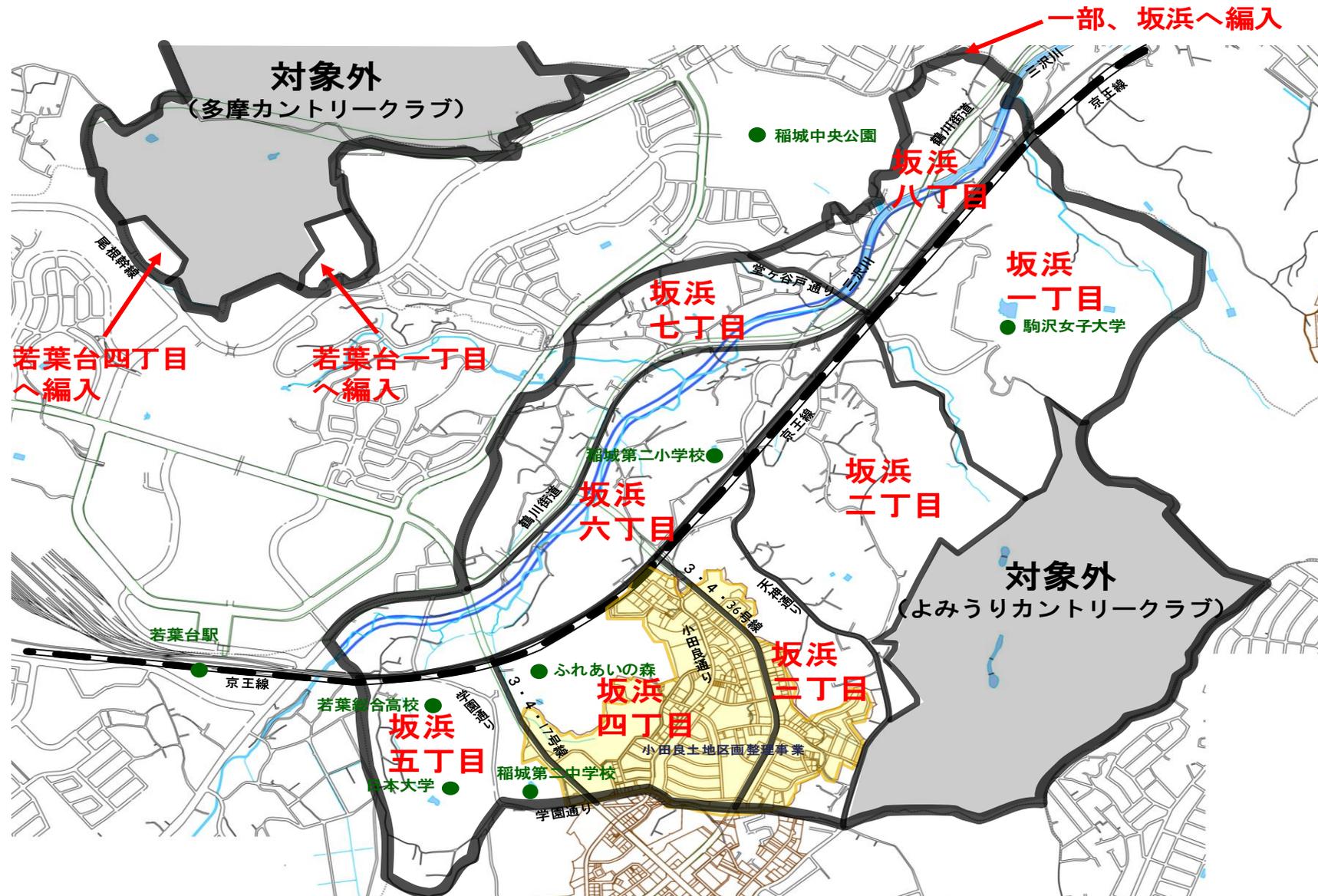
若葉台

よみうりCC

坂浜1400番地

平尾

坂浜地区住所整理検討結果図

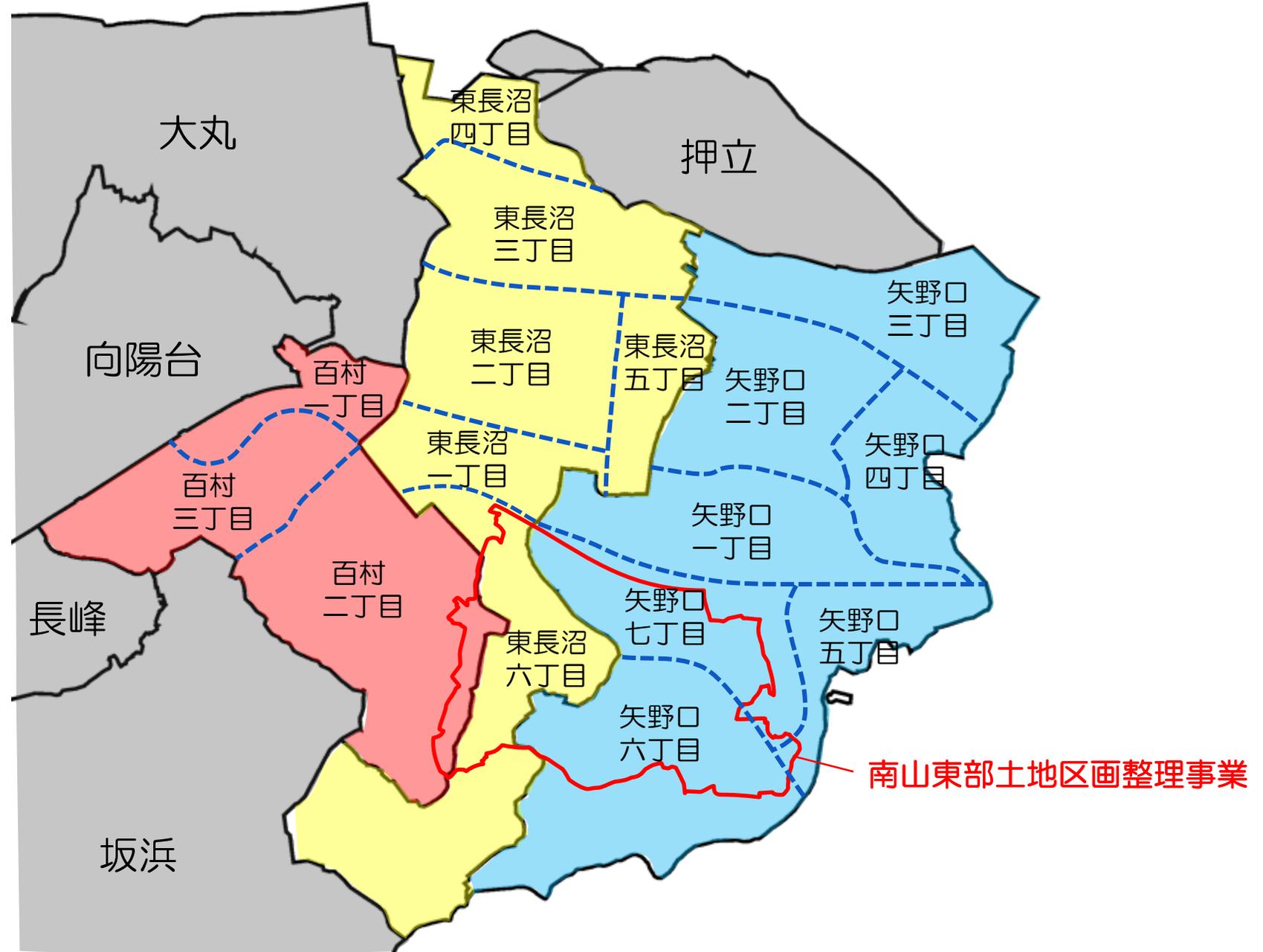


地区市民検討会（坂浜地区）の検討経過

回数	検討会	年月日	議題
1	第1回	令和元年 9月11日（水）	●住所整理の概要 ●検討会の目的
2	第2回	令和元年 11月7日（木）	●飛び地の検討 ●大字界の検討 ●丁目（小字）界の検討
3	第3回	令和2年 1月22日（水）	●飛び地の再検討 ●丁目（小字）界の検討 ●町名の検討 ●実施順序と手法の検討
4	第4回	令和2年 3月24日（火）	●これまでの検討内容の確認 ●実施区域と時期 ●検討結果報告書

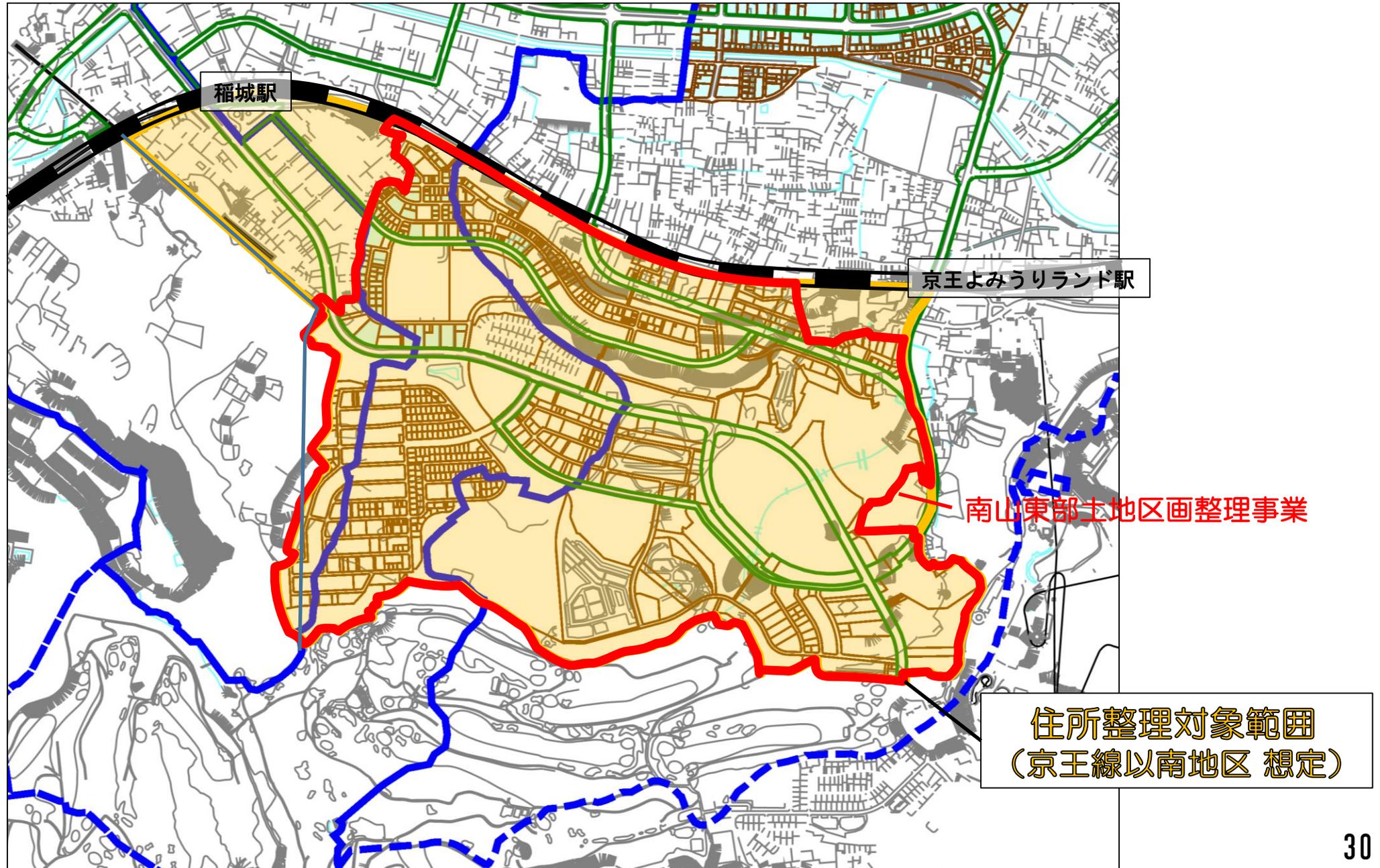
住所整理の進め方

イメージ図



住所整理の進め方

検討範囲（京王線以南地区）イメージ図



住所整理の進め方 今後の流れ

様々な住所整理のパターンを検討します。



検討したパターンを基に住民アンケートを実施し、この地区に適した住所整理の方法を見出します。



実際の住所整理に向けた作業に入ります。



スケジュール

今後のスケジュール（予定）

令和3～4年度

地区市民検討会

令和5年度

住所整理審議会

市議会上程

令和6年度以降

住所変更

（南山東部土地区画整理事業の換地処分に
合わせて実施）